

ソーシャルワーク実習における 学内代替プログラムの作成と教育実践

— 西南学院大学・社会福祉学科での取り組みから —

倉田康路・山本佳代子・山田美保・河谷はるみ・
田中康雄・萩沢友一・倉光晃子・孔 英珠・穴井あけみ¹

Creating and Practicing the Alternative On-campus Program in
Social Work Field Education : An Approach of the Department of
Social Welfare at Seinan Gakuin University

Yasumichi Kurata, Kayoko Yamamoto, Miho Yamada,
Harumi Kawatani, Yasuo Tanaka, Yuichi Hagsiawa,
Akiko Kuramitsu, Young-ju Kong, and Akemi Anai

本稿は西南学院大学人間科学部社会福祉学科での取り組みを通してソーシャルワーク実習における学内代替実習を検証し、同実習のあり方を模索するものである。2020年度、新型コロナウイルス感染症が拡大される状況下において新たに取り組みされた教育実践を振り返りながら、プログラムの内容やプロセスについて次のように精査した。まず、学内代替実習プログラムの作成について、プログラムの視点と枠組み、全体的なプログラムの内容、テーマごとに設定される基本的パターンなどから体系的に整理した。次に、学内代替実習プログラムの具体的展開について、18テーマ（90プログラム）から構成されるプログラムのうち専任教員が担当した11テーマ（55プログラム）について取り上げ、

¹ 西南学院大学社会福祉実習指導室

①学習のねらい、②学習の内容、③学習の成果の3つに整理し、相互に関連づけながら教育実践上の評価の検討を行った。

I. はじめに

西南学院大学人間科学部社会福祉学科では2001（平成13）年4月に開設されて以降、社会福祉士・精神保健福祉士・保育士の福祉専門職養成を行っている。社会福祉士を基礎資格として精神保健福祉士または保育士資格を取得する「二階建て構造」の形をとっており、3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー¹⁾）をもとに「ソーシャルワーク教育」に注力して養成にあたってきた。

社会福祉士養成課程は2021（令和3）年度から新カリキュラムに移行し、ソーシャルワークの基盤を修得するために「講義—演習—実習」の循環が肝要であることが改めて示されている（厚生労働省²⁾）。本学において「演習—実習」にあたるソーシャルワークの方法と実践を理解する科目は、表1「本学におけるソーシャルワーク実習・演習体系」に示すようにソーシャルワーク実習を中心に実習前後の教育プログラムによって組み立てられている（2020年度入学生までに適用）。

表1 本学におけるソーシャルワーク実習・演習体系

	前期	8～10月	後期
1年次			ソーシャルワーク演習Ⅰ
2年次	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		ソーシャルワーク演習Ⅲ
	ソーシャルワーク演習Ⅱ		
3年次	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ
	ソーシャルワーク演習Ⅳ		ソーシャルワーク演習Ⅴ

本学のソーシャルワーク実習（主に3年生が履修、4単位）は、社会福祉士国家試験受験資格を得るための実習であり、次の3つを授業の到達目標としている。1つ目は、社会福祉実践現場における実習を通して、相談援助に係る知識と技術を理解し、実践できること、2つ目は、関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解し、説明できること、そして3つ目

は、ソーシャルワーカー（社会福祉士）として求められる資質、技能、倫理等について理解し、自己に求められる課題を把握することができることである。これらの目標を踏まえ、1つの機関または施設で、24日間かつ180時間以上の実習を行うこととしている。

2020（令和2）年度は66名の学生が39カ所でのソーシャルワーク実習を予定し、準備をすすめていた。そのような中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、特に高齢者施設や障害者福祉施設、医療機関での実習中止が相次ぐこととなった。実践現場でのソーシャルワーク実習実現にむけて可能な限り再調整を行ったが、感染症の先行きを見通すことができず、学内で検討を重ねた結果、学内代替実習プログラムを実施することが決定されることとなった。あわせて学内代替実習の実施にむけてプログラム作成を担当する検討チームが編成され、内容の検討および調整が行われた。テーマの設定と構成、実施期間・時間配分、実施方式、担当教員などが検討され、プログラムが作成された。そして、2020年11月16日から12月14日の18日間にわたり対面方式で学内代替実習が実施された。対象者は15名（うち1名は途中で現場実習が中止となった学生）であった。

本稿においては初めての試みとして行われたソーシャルワーク実習における学内代替実習について体系的に整理し、プログラムの内容やプロセスについて精査することとしたい。学内代替実習を振り返りながら同取り組みを評価し、客観視することは、これからのソーシャルワーク実習教育をすすめていくうえで示唆が得られるものと考えられる。本稿では、まず、学内代替実習プログラムの作成について、プログラムの視点と枠組み、全体的なプログラムの内容、テーマごとに設定される基本的パターンなどから体系的に整理する。次に、学内代替実習プログラムの具体的展開について、18テーマ（90プログラム）から構成されるプログラムのうち専任教員が担当した11テーマ（55プログラム）について取り上げ、①学習のねらい、②学習の内容、③学習の成果の3つに整理し、相互に関連づけながら教育実践上に評価的検討を行う。（穴井あけみ・倉田康路）

Ⅱ. 学内代替実習プログラムの作成

1. プログラム作成の視点と枠組み

学内代替実習プログラムの作成においては主に2つの次元を設定し、組み立てることとした。その一つは、ソーシャルワーク実習の段階的な学びの展開を踏まえて設定する視点と枠組みである。それは同実習の学びが①職場実習（福祉施設・機関の目的や役割、経営・運営の実際、サービス利用者の特性ニーズなどを学ぶ）、②職種実習（職種としてのソーシャルワーカーが職場で担う業務を学ぶ）、③ソーシャルワーク実習（ソーシャルワーカーの業務において展開されるソーシャルワーク実践について学ぶ）の3つの側面から段階的に展開されることを具体化するものである。3つの側面は基本的に①職場実習→②職種実習→③ソーシャルワーク実習の順ですすめられ、学びを深めていくことになる。

いま一つは、社会福祉の構造的性（マクロ、メゾ、ミクロ）に着目して設定される視点と枠組みである。それは社会福祉が、人に対しては生活の自立と安定、社会に対しては社会の統合と発展にむけた取り組みであり、ソーシャルワーク実践はマクロ（社会福祉政策・法制度）、メゾ（社会福祉経営・運営）、ミクロ（社会福祉援助・臨床）それぞれの側面にアプローチし、展開されることを具体化するものである。3つの側面は基本的に①マクロ→②メゾ→③ミクロの順で取り組まれ、社会福祉を構成することとなる。

学内代替実習プログラムは以上の①ソーシャルワーク実習の段階的な学びの展開（職場実習→職種実習→ソーシャルワーク実習）と②社会福祉の構造的性（マクロ→メゾ→ミクロ）の2つの次元を複合させ、組み立てるものとした。（倉田康路・穴井あけみ）

2. プログラムの内容

1) テーマの構成と展開

2つの次元を組み合わせたなかで展開される学内代替実習プログラムは、18のテーマから構成される（表2「学内代替実習プログラム」）。これらに構成されるテーマの内容を時間的経過に応じて前期・中期・後期に分けて整理すると

表2 学内代替実習プログラム

	11月16日(月)	11月17日(火)	11月19日(木)	11月20日(金)	11月24日(火)
担当	山本佳代子	山本佳代子	倉田康路	河谷はるみ	大川絹代
1限	導入①(オリエンテーションと実習計画書の作成)	導入②(実習計画書の作成)	社会福祉とソーシャルワーク	ソーシャルポリシーとソーシャルワーク	障害者に対する地域生活支援の実践
2限		自主学習			自主学習
3限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
4限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
5限	記録	記録	記録	記録	記録
	11月26日(木)	11月27日(金)	11月30日(月)	12月1日(火)	12月2日(水)
担当	萩沢友一	倉光晃子	山田美保	大川絹代	長野圭介
1限	社会福祉協議会におけるコミュニティワーカーの役割と業務	障害者福祉施設における生活支援員の役割と業務	中間総括：これまでの実習を振り返って	ホームレス支援におけるソーシャルワーク実践	ソーシャルワークにおける個別支援①：ケアマネジメントの理論と方法
2限			自主学習	自主学習	
3限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
4限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
5限	記録	記録	記録	記録	記録
	12月3日(木)	12月4日(金)	12月7日(月)	12月8日(火)	12月9日(水)
担当	松澤秀樹	坂本沙織	田中康雄	大川絹代	長野圭介
1限	スクールソーシャルワークの実践	精神障害者に対するソーシャルワーク実践	社会福祉経営組織の役割と取り組み	ソーシャルワークにおける家族支援	ソーシャルワークにおける個別支援②：個別支援計画の策定
2限				自主学習	
3限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
4限	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習	自主学習
5限	記録	記録	記録	記録	記録
	12月10日(木)	12月12日(金)	12月14日(月)		
担当	孔英珠	孔英珠	山田美保		
1限	災害支援におけるソーシャルワーク実践	ターミナルケアにおけるソーシャルワーク実践	最終総括：実習報告書の作成		
2限					
3限	自主学習	自主学習	自主学習		
4限	自主学習	自主学習	自主学習		
5限	記録	記録	記録		

おおよそ次のようなものとなる。

前期は実習を始めるにあたっての導入となる段階であり、実習プログラムを理解し、実習計画書を作成して実習目的を明確にする。また、社会福祉の取り組みとして展開されるソーシャルワーク実践について主にマクロ（政策、法・制度）の側面から学ぶ。

中期は「職場実習」に該当するサービス利用者の特性やニーズを学ぶとともに、「職種実習」に該当するソーシャルワーカーの業務について障害者福祉、地域福祉などの分野に従事するソーシャルワーカーの実践を通して学ぶ。また、中間的総括を行い、それまでの実習を振り返りながら自己評価し、これからの実習を展望する。

後期は「ソーシャルワーク実習」に該当するソーシャルワーク実践について、地域、施設、学校、災害、終末期などの場面での展開を通して学ぶ。また、社会福祉の構造的におおけるメゾの側面に該当する社会福祉の経営・運営について社会福祉法人・施設の目的や役割などを学ぶとともに、ミクロ（援助・臨床）の側面からケアプランの作成を通じてニーズに応じた個別的な援助のあり方を学ぶ。そして、最終総括として実習計画書に基づき実習を振り返り、自己評価する。

2) テーマごとに設定される基本的パターン

18のテーマからなる学内代替実習は、1つのテーマにつき5つのプログラムから構成され、1つのプログラムにつき90分、1つのテーマについては450分（90分×5）の時間が配分される。1日に1つのテーマが設定され、午前（1回目～2回目のプログラム）は対面授業（講義・演習方式）、午後（3回目～5回目のプログラム）は自主学习による学習形態によって実施される。

本学において4単位（180時間）認定科目「ソーシャルワーク実習」として実施する学内代替実習は、学則に規定される「4単位180時間の学修を60時間（30コマ）の講義演習形式による教員による指導（スーパービジョンを含む）と120時間（60コマ）相当の学生の自主学习（実習）」に準拠して策定されている。本学では学則上1コマを2時間と換算し、1単位（45時間）は7.5コマ（15時間）の授業と15コマ（30時間）の自主学习から構成されるようになっている。このことから社会福祉士受験資格取得においてソーシャルワーク実習に必要とされる180時間を、30コマ（プログラム）の授業（60時間）と60コマ（プログラム）の自主学习（120時間分）の合計90コマ（プログラム）から組み立て、満たすこととした。

担当教員を18のテーマごとに配置し（専任教員8名、非常勤講師4名）、各

教員は対面授業とともに自主学習の課題を設定し、提出されるレポートに対してコメントしてフィードバックする。自主学習は対面授業で用いた教室において大学付設実習指導室の管理の下に実施することとした。(倉田康路・穴井あけみ)

Ⅲ. 学内代替実習プログラムの具体的展開

学内代替実習プログラムの具体的展開として18テーマ(90プログラム)から構成される学内実習プログラムのうち、ここでは本学の専任教員が担当した11テーマ(55プログラム)について取り上げ、テーマごとに①学習のねらい、②学習の内容、③学習の成果の3つの枠組みからまとめてみることにした。

1. 「導入①(オリエンテーションと実習計画書の作成)」(担当:山本佳代子)

(1) 学習のねらい

プログラム導入にあたり、第1回ではまずプログラムの全体像の把握、感染症対策および学内実習目標を明確にすることを目的とした。

長期にわたる学内実習プログラムにおいて、何をどのように学ぶのかについて理解することは学生の不安を低減し、実習に向かう意識を高めるために重要である。オリエンテーションではプログラム全体の内容、進行について説明と質疑を交え、理解度を確認しながら進められるよう意識した。加えて、感染予防について本学の保健管理室所属の保健師牛尾幸世氏から最近の新型コロナ感染症の動向と対策に関する講義を設けた。対面での学内実習プログラムを安全に実施するため、改めて感染予防の重要性について学生の認識を促すことを意図した。そのうえで、これから行う学内実習を具体的にどのように行っていくか、自分自身の目的を明確化するために実習計画書作成等を行うこと等をプログラム初日に設定し、学内実習に向かうレディネスを高めることをねらいとした。

(2) 学習の内容

前半の対面授業では、①学内実習プログラムの概要説明、②保健師(西南学院大学保健管理室牛尾幸世氏)による感染予防に関する講義、③学内実習計画

書の作成の3点を行った。

学内実習計画書の作成は示されたプログラム内容をふまえ、学内実習全体を通した学びの方向性、自身の学習のゴールは何であるかをまず考えてもらい、実習目標（大目標）を検討することから始めた。学内実習計画書については表3（「学内実習計画書作成（例）」）を参照されたい。次に、設定されている各プログラムにおいて「何を学びたいか」「どのような知識等を理解・習得したいか」等を実習目標（大目標）と関連付けながら、小目標として計画書に記載するよう促した。学生には、学内実習計画書は実習の中間・最終日に目標の達成度について振り返りを行うこと、また学内実習プログラムの終了後に実習報告書として学びの成果をまとめるうえで活用されることを併せて伝え、作成指導を行った。

後半の自主学習課題では、学内実習に参加している個々の学生が実習予定であった社会福祉施設（種別）の現状と課題を整理すること、また現場実習を行った学生の実習体験から実習イメージを高めることを目的に取り組んでもらった。課題はワークシートの作成作業を中心とし、大きく2題の設問を設けた。具体的には「1. 実習施設・機関の事前学習等を通し、自身の実習予定であった社会福祉分野等について、①特に学びたいと考えている（いた）こと、②上記について、他メンバーの実習体験等を共有する中で理解できたこと、③今後さらに学びを深めたいことについて述べる」、「2. ソーシャルワーク演習Ⅴ（実習事後学習）の受講において、特に印象に残っている発表やその内容はどのようなものであったか。また、そこからあなたが学んだことは何か」について問うものであった。設問2についてはプログラム後半に20分程度の時間を設け、学生間のディスタンスを確保しつつ小グループに分かれ、ワークシートに記載した内容を共有してもらった。

（3）学習の成果

オリエンテーション、実習計画作成を通して学生らは自分自身が何をとして学んでいくか、さらに各回のプログラムにおいて具体的に学習したいことは何かを明確にすることができていた。学生らは本来実習予定であった施設・機関について立案してた計画を想起しつつ、学内実習プログラムとそれらを照らし

表3 学内実習計画書作成 (例)

実習目標：学内代替プログラムの受講を通して、社会福祉の意義および社会福祉士の支援について、実践的な視点から学ぶ。社会福祉を担う施設・機関、社会福祉士等の専門職の役割、制度、ソーシャルワーク実践等について多角的に学び、利用者を主体とした支援の在り方について考察を深める。		番号	氏名	年 月 日 ~ 年 月 日
プログラム		達成度		
11/16	プログラム 1. 導入①オリエンテーション 実習計画書の作成	小目標 ・学内代替プログラムの概要を理解する ・プログラムを熟読し、計画書を作成することで、日々の学習目的を明確にする ・感染症についての講義を受け、19日間のプログラムを安全に終えられるよう、感染対策徹底のための知識を得る		
11/17	2. 導入②実習計画の発表 コロナ禍における社会福祉	・作成した計画を共有し、プログラムの受講意識を高める ・コロナ禍における社会福祉の現状と課題を明確にし、これからの社会福祉の意義や役割を考察する		
3.				
4.				
5.				
6.				
7.				
8.				

合わせながら、ソーシャルワーク実践や施設・機関、専門職種のあり方について理解を深めることを意識した目標を掲げていた。作成された学内実習計画書からは、一つ一つのプログラムに丁寧に臨もうとする姿勢がうかがえた。

自主学習課題の設問2（ソーシャルワーク演習Ⅴの受講において、特に印象に残っている発表やその内容等についてワークシートに記載し、小グループでディスカッションを行う）では、学内実習対象の学生はコロナ禍において現場実習が叶わなかったものの、実際に実習を行った学生の報告を聴く経験を通し、実習生としての葛藤、利用者とのかかわりや指導者からの学び等について、追体験を行うことができていた。現場実習のイメージが深められると共に、自身が実習生であったらどのような行動ができたか等、自分自身に報告事例を引き寄せて考えていたことが学生のふりかえり記録から読み取ることができた。

以上、初回のプログラムにおいて学生たちは学内実習のスケジュールと学習内容等を把握し、自身の実習計画書作成を通じてそれらを明確化した。また、感染症予防について改めて理解を深め、自主学習課題に取り組んだ結果、本日の主要なねらいとしていた学内実習に臨むレディネスを形成することができたと考えられた。（山本佳代子）

2. 「導入②（実習計画書の作成）」（担当：山本佳代子）

（1）学習のねらい

プログラム導入にむけての第2回のプログラムでは、前半において作成した学内実習計画の共有を図ることを目的とし、全体での発表を行った。お互いがどのような目標を立て、学内実習から何を学び取ろうとしているかを理解することにより、実習に対するモチベーションを高められるよう意識した。

後半の自主学習では「コロナ禍における社会福祉を考える」をテーマに広くその現状と課題について理解することをねらいとし、課題を設定した。新型コロナウイルスの感染拡大により社会が一変し、すべての人々がこれまでの生活スタイルからの変更を余儀なくされた。特に生活課題を抱え、福祉的支援を必要とする人々にとっては様々な深刻な課題が新たに生まれている。これらの状況に関心を寄せ、考察を深めることはソーシャルワークの学習者として重要な

視点であると考える。

(2) 学習の内容

前半の対面授業では自己紹介を交え、実習計画を一人3分程度で発表してもらい、教員より個別評価および全体の総括を行った。

自主学习では二つの課題を設定し、学生らに取り組んでもらった。まず「1. コロナウイルスに関連する資料等の検索をもとに、多様なニーズを抱え福祉サービスが必要とする人々や地域、社会福祉に関係する施設や機関等にどのような影響が生じているかを調べる」ことを一つ目の課題とした。この課題から整理できた情報をふまえ、「2. コロナ禍における社会福祉の現状や課題等について、各自テーマを絞り込み、タイトルを付して論じる」ことを二つ目の課題として設定した。

(3) 学習の成果

実習計画の全体発表等を行い、メンバー間において実習に臨む思いや実習計画の概要を共有することにより、学生は自身の計画と共通する点や不足していた点に気づくことができていた。また、それぞれが学内実習に対する不安と期待を抱き、この場集まっていることを改めて知る機会となったと思われる。長期間にわたる実習を共に行う同志としての意識が芽生えたようにも見受けられた。

後半の自主学习課題では、新型コロナウイルスと社会福祉について高齢者、障害児者、子ども、家庭、地域など影響を受けた当事者の視点から、また社会福祉施設・機関、支援の担い手の立場から、多角的に情報収集と考察が行われていた。レポートテーマのキーワードとしては、「介護施設」「地域福祉」「虐待」「家族間不和」「障害者・高齢者の生活支援」「ホームレス」問題等が取り上げられていた。コロナウイルスによる影響は日々、断片的に報道されている。課題に取り組むため、改めて関連する情報を焦点化し検索する作業を通し、福祉サービスが必要とする人々、地域、社会福祉に関係する施設や機関等の現状と課題について学生自身が整理できたのではないかと考える。学生たちのレポートには、これら事象の背後には共通してコロナ禍における「つながり」の断絶が存在することへの気づきが述べられていた。学生らは社会福祉を学ぶ者とし

てまたコロナ禍において自身も影響を受け続けている当事者として、現状に対しどのようにアプローチできるかについて考察が深まったと思われる。

以上、学内実習の導入にあたり2回のプログラムを実施した。学生は学びの目的の明確化と身近な社会問題の考察を行うことができたと考える。これらの学習が学内実習への関心や意欲の高まりとなり、次回以降のプログラムへつながる契機となったことを期待するものであった。(山本佳代子)

3. 「社会福祉とソーシャルワーク」(担当：倉田康路)

(1) 学習のねらい

本テーマにおいては社会福祉の取り組みとして展開されるソーシャルワーク実践を理解するうえで「社会福祉とは何か」について学ぶ。学習のねらいとして、①社会福祉が人と社会に働きかけながら対象となる人たちが抱える生活上の問題を軽減、除去、解決していくための取り組みであり、人びとの生活の自立と安定、社会の統合と発展を目指すものであること、そして、②社会福祉の取り組みが、社会福祉の政策を策定し、法令や制度をつくり、経営・管理を行い、援助する(臨床)という一連の過程において展開するものであることを理解するものとして設定した。

①に関しては主に「人と社会に働きかけ、生活問題を解決するとは具体的にどういうことなのだろうか」、「なぜ、人だけではなく社会に働きかけることが生活問題を解決することにつながるのだろうか」という視点からアプローチすることとした。また、②に関しては、ソーシャルワーク実践が社会福祉の一連の取り組みにおいて最終的な場面に位置する援助(臨床)の過程に着目される傾向にあり、ソーシャルワーカーがクライアントに対して直接的に向き合ううえで働きかけることが印象付けられていることを念頭に置き、ミクロの場面だけではなくマクロの場面から、そして、直接的な働きかけだけではなく間接的な働きかけから成り立つものであることを意識した。

(2) 学習の内容

本テーマにおけるプログラム前半に実施される対面授業では、学習のねらいに基づき10の問いを設定し、問いの一つひとつに個人および随時小グループ

に分かれて議論したうえで回答する形式ですすめていった。問いの内容は主に次のとおりである。①社会福祉は何を目指す取り組みか、②社会福祉はなぜ必要なのか、③社会福祉の取り組みを行う根拠となり、基準となるものは何か、④社会福祉の対象は何で、対象者となるのは誰か、⑤社会福祉の取り組みは誰が行うのか、⑥ソーシャルワーカーは誰に（どこに）、どのように働きかけ、目的を実現するのか、⑦ソーシャルワーカーは対象者にどのように向き合えばよいのか、⑧社会福祉の取り組みを構成する要素となるものは何か、⑨社会福祉実践における理念（価値）、知識、技術はどのように構造化されるのか、⑩ソーシャルワーカーに必要な力とは何か。各問いへの回答については、配布資料（①「社会福祉とソーシャルワーク（1）—社会福祉とは何か—」全13頁、②「社会福祉とソーシャルワーク（2）—社会福祉士の役割について高齢者支援を例にして—」全10頁）で確認し、教員による解説を加えた。

プログラム後半に実施される自主学習においては2つの課題を設定し、各自で調べ、まとめる作業を課した。課題は1) 社会福祉の取り組みとしての人と社会に働きかけるとは具体的には、どのような人たちに、どのように働きかけを行うのか。具体的な事例を考え、ソーシャルワーカーの立場からまとめる、2) これまでの歴史においも現代社会においてもさまざまな偏見や差別があるなかで、差別や偏見とは何か、どうして発生するのか、その原因は何か、どのようにエスカレートするのか、差別や偏見をなくしていくためにはどうしたらよいかをまとめるというものであった。

（3）学習の成果

自主学習の課題1)（ソーシャルワーカーは人と社会にどのように働きかけるのか）に対して提出されたレポートに基づきながら学習の成果についてまとめてみたい。同課題はプログラム前半での学びを事例を通して具体化し、理解を深めるものである。提出されたレポートに記述されている内容は主に①ソーシャルワーカーが働きかける人や社会の対象を具体化したもの、②人や社会への働きかけを具体化したもの、③働きかけによって目指される目標を具体化したものの3つに整理されるものであった。

①については、働きかける対象となる人や社会が生活上に問題を抱えている

クライアントに加え、介護負担などを伴う家族も含まれ、また、問題を抱える当事者に働きかけるだけではなく、問題を解決するために地域の住民、各種団体・組織、サービス提供機関などにも及ぶことが具体的に述べられたものであった。記述を通してソーシャルワーカーが働きかける対象の視野と範囲の拡幅化が図られたことがうかがわれた。

②については、まず、クライアントの主体性を尊重した働きかけやニーズを優先したアプローチが重要であることの理解がうかがわれた。そして、働きかけに用いられる援助技術としてケースワークやグループワークなどとともにコミュニティワークやソーシャルアドミニストレーション、ソーシャルワークリサーチ、ソーシャルプランニング、ソーシャルアクションに該当するものがあげられ、ソーシャルワーカーは複数の援助技術を対象者や目的に応じて組み合わせながら用い、ソーシャルワーク実践を展開することが理解されるものであった。

③についてはソーシャルワーカーの働きかけが、人に対しては生活の自立と安定、社会に対しては社会の統合や発展にむけたものであるなかで、生活支援における「生活」とは何か、目指される「自立」とはどのような状態をいうのか、生活の範囲や自立のレベルに言及され、クライアントの心身的な状況やニーズに応じて具体的に援助目標が設定されるものであった。

以上のことからソーシャルワーク実践が人と社会に働きかけながら生活上の問題を解決するものであることについては対面授業での論理的な理解を踏まえ、自主学习により学習者自らが事例を作成し、具体化することにより一定程度に理解が得られたものと思われる。他方、政策、法令・制度、経営・管理、援助（臨床）の一体的展開についての理解においては課題を残し、次回のプログラムに設定される「ソーシャルポリシーとソーシャルワーク」につながるものとなった。（倉田康路）

4. 「ソーシャルポリシーとソーシャルワーク」(担当：河谷はるみ)

(1) 学習のねらい

2007年11月「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が可

決され、2009年4月から同改正法に基づいたカリキュラムが施行されている。法改正によるデメリットのひとつに「地域を基盤としたソーシャルワーク」の下、メゾレベルの地域福祉の視点が重視されるようになった反面、マクロレベルの視点がほとんどみられなくなった³⁾ことがいわれている。

そこで今回、学習のねらいは、前回「社会福祉とソーシャルワーク」の内容とマクロレベルの視点を意識したうえで、「ソーシャルワーク実践と連動し機能するソーシャルポリシーに焦点をあて、社会保障、社会福祉政策のレベルでその方向性や具体的取り組みについて理解し、ソーシャルワーク実践にどのように反映されているかを学ぶ。」とした。そして①社会保障・社会福祉政策の方向性と具体的取組み、②社会保障・社会福祉政策が反映される法制度とソーシャルワーク実践、とする2つの枠組みを通して、理論と実践の統合を目指す授業内容とした。

(2) 学習の内容

①社会保障・社会福祉政策の方向性と具体的取組みでは、はじめに「社会保障制度と日本国憲法の関連性」を講義した。日本国憲法（以下、「憲法」とする。）の基本原則は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つであるが、社会福祉・社会保障制度は、基本的人権の尊重の理念に基づいている。また1950年社会保障制度審議会が出した「社会保障制度に関する勧告」では、憲法第25条の「生存権」の理念に基づく、統一した社会保障制度の確立が勧告されたこと、そして社会保障制度の定義と1995年最後の勧告までを整理した。そして、1998年中央社会福祉審議会社会福祉構造改革分科会の意見書「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」を契機として、社会福祉の理念が大きく変化したことや2000年社会福祉法の成立、介護保険法施行を確認した。社会福祉サービスは、措置（行政処分）から「契約する」時代となり、サービスの質の保障の具体的な取り組みである「福祉サービス第三者評価事業」を説明した⁴⁾。

次に憲法第25条は、国民にどのような権利を保障しているのだろうか、また健康で文化的な最低限度の生活とは、何なのだろうか、日本では「人間裁判」といわれた、朝日訴訟の最高裁判所判決からその法的性格を見出した。特に結

論にいたる立証のなかで、2人の医療ソーシャルワーカー（児島美都子氏、浅賀ふさ氏）が実際の裁判に証人として関わっていたことを講義した⁵⁾。そして最近、憲法第25条の生存権と並んで、同法第13条の「自由」や「幸福追求権」に基礎理念を求める考え方が注目されていることを紹介した。この理念は、個人的人格的な自律の支援や自由の保障を重視している。基本理念・原理ともの考え方・筋道の立て方、そして論理的思考の重要性を確認した後、社会福祉政策の動向として、保健医療政策と住宅政策を説明した。

②社会保障・社会福祉政策が反映される法制度とソーシャルワーク実践では、はじめに「社会福祉に必要な力⁶⁾」をその理由とともに1人ずつ発表した。ニーズに焦点をあてて「分析する力」を選んだ学生が一番多く、次に「調整する力」が多かった。次に、マクロの視点に基づく計画づくりの在り方を講義したうえで、2021年度から順次開始される「重層的支援体制整備事業」について説明した。

（3）学習の成果

自主学習の課題は①生活相談員（特養・デイサービス）の業務を、マクロの視点（法令の遵守、事業所や地域関係機関との連携、地域組織化など）から考える、②2021年度から順次開始される「重層的支援体制整備事業」について、先行する市町村の実証的事業から検討する、とした。

①は、生活相談員の説明とその役割・機能、そして求められる視点、最後に具体的な事例の検討を論述する。ただし事例については、ソーシャルワーク演習Ⅴ（3年後期）の事例も認めることにした。生活相談員の説明は、文献やインターネットの施設情報等で丁寧にまとめられていた。しかし、その専門性は具体的に何であるのか、という踏み込んだ部分になると、学内代替実習であることの限界が表出した。「介護保険法第115条の48は「会議」を規定しており、その法律上の位置づけ（条文）から生活相談員の役割はもちろんのこと、具体的な課題をどのように解決していくのか（プロセスと組織・運営）、そもそも地域の課題をどのように把握していけばよいのか等、総合的・多角的な視点の必要性を見出すことができるのではないか。」と解説した。なお、学生にとっては、朝日訴訟の裁判プロセス（結論にいたる立証）に、児島美都子氏と

浅賀ふさ氏が証人となられたことが大変興味深かったことから、二人が医療ソーシャルワーカーとして「生存権（憲法第 25 条）」にどのように向き合われたのか、主張の内容（ものの考え方・調査結果をもとにした分析）にも着目して、学びを深めて欲しいとコメントした。

②は、既に公的扶助論（2 年後期）のなかで「生活困窮者自立支援制度」を学び合っているため、既存の制度における限界、対象者別の範囲を超えた多職種の協働による課題解決への動きは把握できていた。各自、関心を持ったモデル事業を選び、その具体的な内容・支援体制づくりをまとめ、自分ならどのように考えるか、についても整理されていた。厚生労働省ホームページと会議資料説明動画（実践者からの報告）⁷⁾を視聴して、学びを深めるようにコメントした。

以上のことから、ソーシャルポリシーについて「基本理念・原理」や「ものの考え方・筋道の立て方」の重要性を根底に置き、それらを踏まえたうえでのマクロの視点と法政策、そして理論と実践の統合へと結びつけていく授業展開については、一定の理解が得られたと考える。そして「重層的支援体制整備事業」は、今や地域共生社会の要であることから、次回の「社会福祉協議会におけるコミュニティワーカーの役割と業務」につながる内容であったともいえよう。（河谷はるみ）

5. 「社会福祉協議会におけるコミュニティワーカーの役割と業務」

（担当：萩沢友一）

（1）学習のねらい

当授業のテーマは、社会福祉協議会におけるコミュニティワーカーの役割の業務とは何かを学ぶことであった。学習のねらいは、①コミュニティワークとは何であったか、②社会福祉協議会における業務内容とコミュニティワーカーの業務内容、③社会福祉協議会におけるコミュニティワークの実際、の3点を理解することとした。

具体的には、①については、ソーシャルワークにおけるミクロ、メゾ、マクロレベルの技術とは何であり、その中でコミュニティワークはどこに位置づけられ、それぞれの技術とどのような関連があるのかを理解することを通してコ

コミュニティワークとは何かをイメージできる力を身につけることを意図した。

②については、社会福祉協議会とコミュニティワークとはどのような関係性があるのか、社会福祉協議会はどのような業務を行っておりどのような職種の職員が稼働しているのか、その中で、コミュニティワーカーはどのような業務を行っているのかを理解し、コミュニティワーカーの役割をイメージできる力を身につけることを目指した。

③については、コミュニティワークの理論とコミュニティワーカーが行うコミュニティワーク実践の展開過程を比較検討することで、コミュニティワークの実践力を身につけることを意図した。

(2) 学習の内容

学習の内容としては、可能な限り動画を用い、その内容について受講生と担当講師との意見交換を交えながら重要なポイントの一つひとつ押さえ、コミュニティワークの理論と実際に関する理解を深めることができる内容となるよう努めた。具体的には、①ソーシャルワークにおけるミクロ、メゾ、マクロレベルの技術とコミュニティワークとの関係を振り返ったうえで、コミュニティワークの理論について担当講師が解説する、②石巻市社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターによる被災住民への支援活動を取り上げた動画を通して、コミュニティワークを展開するうえでの留意点や工夫を担当講師と受講生との意見交換を交えて学習する、③太宰府市社会福祉協議会より外部講師としてコミュニティワーカーの御手洗あゆ美氏と永田知美氏をお招きし、社会福祉協議会とは何か、コミュニティワーカーの業務内容とは何か、地域福祉活動計画とコミュニティワークとの関係、小地域福祉活動の立ち上げや運営方法について学ぶ、④NPO法人による子ども食堂の立ち上げ過程を描いた動画や石巻社会福祉協議会による高齢者に対する孤立対策に関するコミュニティワークを描いた動画を通して、コミュニティワークの展開過程とは何か、どのような取り組みが問題解決に結びついたのかを検討する、を行った。

(3) 学習の成果

各受講生が当授業の全体を通して学んだことをまとめた記録から、学習の成果についてまとめる。受講生が学んだこととして、①住民主体による地域福祉

活動をどのようにして引き出してゆくのか、また、住民の活動に対する意欲を妨げないためにどのようなことに留意すべきなのか、②地域組織化の必要性和意義、③ニーズの発見にあたり、何気ない雑談の中から住民のありのままの言動を正確に捉えることの重要性、④コミュニティワークの活動の実態を捉えるのみではなく、その展開過程を理解することの重要性、⑤意識の高い住民を見つけ出し、その人々を中心にグループを作ることが活動開始の糸口となること、⑥先進的に活動を実施している地域を視察することが、住民に対する動機付けの有効な手段となること、⑦日常生活自立支援事業の事例を通して、個別支援から見守りネットワークの体制づくりなどの地域支援につなげる方法や意義、⑧コミュニティワークが地域全体の問題解決能力を高めることにつながること、などがあげられていた。

以上のことから、社会福祉協議会におけるコミュニティワーカーの役割の業務とは何かについて一定の理解は深まったようである。しかし、地域福祉に関する実践力を高めるには、フィールドに出て、住民と対話をする経験が必要である。これを実践できないことが、実習代替プログラムの限界である。(萩沢友一)

6. 「障害者福祉施設における生活支援員の役割と業務」(担当：倉光晃子)

(1) 学習のねらい

本テーマでは、障害者福祉施設におけるサービス管理責任者及び生活支援員がどのような役割をもち、具体的にどのような業務を行っているか、障害者福祉現場に従事する生活支援員の実践に触れて学ぶことをねらいとした。具体的には、①障害者総合支援法に基づく自立支援給付システム及び各種給付のサービス内容について理解する、②障害福祉サービス事業所の機能、サービス責任者及び生活支援員の役割を理解する、③障害福祉サービス利用者の特性や状況を整理し、個別支援計画を立案する過程を理解することを目標とし、以下の学習の内容を実施した。

(2) 学習の内容

上記(1)の学習のねらい①と②の目標に関連しては講義(1,2限目)を

実施し、上記（１）の学習のねらい③の目標に関しては自己課題を提示する形（３～５限目）で実施した。まず、上記（１）学習のねらい①の目標を果たすことを目的に、本テーマの担当教員が『障がい者福祉施設の組織と生活支援員の役割』と題して障害者総合支援法に基づく自立支援給付システム、自立支援給付のサービス内容、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所の設置基準、サービス管理責任者及び生活支援員の役割、相談支援事業と障害福祉サービス事業の支援過程の関連性について講義した。ここでの講義内容で、２限目の障害者福祉現場の講師の講義内容に関連する基礎知識を確認し、２限目の講義内容の理解が深められるように工夫した。次に、上記（１）学習のねらい②の目標を果たすことを目的に、福岡市内にある社会福祉法人葦の家福祉障がいサービス事業所葦の家よりサービス管理責任者の岡村亜紀氏、生活支援員の志垣卓弥氏を外部講師にお招きし、ご講義頂いた。「障がい福祉サービス葦の家」は本学科の実習施設でもあり、生活介護事業等様々な事業を展開している。岡村氏からは葦の家の基本理念、これまでの歩み、サービスプログラム、組織体制、サービス管理責任者の業務内容、サービス等利用計画及び個別支援計画作成（実際に使用している様式を提示）、サービス担当者会議についてご講義頂いた。志垣氏からは、生活支援員の業務内容（作業・活動面、生活面、ケース管理、分掌業務等）、生活支援員の業務の実際として知的障害及び自閉スペクトラム症を有する利用者に対する日中活動の支援事例、外出支援、通院支援の３の支援事例をご紹介頂き、利用者の方の障害特性を理解し、強みを活かし、安心してもらえる支援、意思表出、自己決定を促す支援を考え取り組む重要性、障害があっても地域で生活することを支える役目や仕組みの必要性についてご講義頂いた。これらの講義を通して、障害者分野のソーシャルワーク実習における職場実習、職種実習の実習計画要素に該当する学びが得られることを想定して実施した。

自己課題の提示では、上記（１）学習のねらい③の目標を果たすことを目的に、受講学生に架空事例資料を基に事例の当事者のアセスメント情報を整理し、個別支援計画を立案する課題を提示した。架空事例として生活介護事業を実施している事業所を利用する重度知的障害及び自閉スペクトラム症を有する

事例を設定し、その利用者の担当生活支援員が利用者の保護者にアセスメントとして聞き取り面接を実施した逐語記録を資料として提示した。受講学生には、その資料を読んで、提示したアセスメントシートに利用者の情報（日常生活、コミュニケーション、社会性・集団生活、作業・職業、社会参加・地域生活、健康面、好きなこと、苦手なこと）を整理し、記述するよう求めた。また、アセスメントシートに整理した情報を基に、提示した個別支援計画シートに利用者本人及び保護者の支援ニーズ、利用者の支援目標、利用者の支援目標が実現できるための支援者の支援内容・支援方法を考え、記述するよう求めた。課題提出後には、アセスメントシートと個別支援計画シートの模範例を提示し、学生から挙げられた質問に対して応答する形でフィードバックを行った。これらの課題に取り組むことで、障害者分野のソーシャルワーク実習におけるソーシャルワーク実習の実習計画要素に該当する学びが得られることを想定して課題設定をした。

（3）学習の成果

上記（1）の学習のねらい①と②の目標については、受講学生が記述した本テーマの講義の感想シートや実習記録から、障害福祉サービス事業所の役割やサービス管理責任者と生活支援員の業務内容について具体的に学ぶことができたことが多く確認できた。また、利用者主体でできるようにするためにどのような支援ツールを提供したらいいのか考えることが支援者の仕事の面白いということ、利用者の主体性を大切にするためにはアセスメントが重要となること、利用者のことを確実に理解した上で適切な支援を行うことが必要であること、組織全体で利用者の情報を共有することで円滑に対応ができ、信頼関係を保つことができること、地域の多くの職種が支援に関わっていること、地域と交流を図り施設が地域にどのような影響を与えているかを学び取れたことが確認された。

上記（1）の学習のねらい③の目標については、受講学生の自己課題の取り組みを通して、ほとんどの受講学生がアセスメントシートに利用者の情報を確実に整理することができ、個別支援計画もアセスメントシートの情報に基づく支援ニーズの把握、利用者の実態やニーズに基づく支援目標設定ができていた

ことが確認された。個別支援計画内の支援内容・支援方法の記載では、利用者の特性や状況を捉え様々な支援アイデアが挙げられていた。しかし、その支援内容の具体性や支援方法の実現可能性については課題が残った。

本テーマの学習を通して、受講学生は障害者施設の利用者の特性を理解して強みを活かしながら支援方法を練り支援計画を立てるポイント、障害者施設が開かれた施設となり社会と交流を図っていくことが障害者と共に生きる社会の実現に繋がること、障害者に関わる支援者がチームとなり多様な観点から支援を考えていく必要性を学び取ったことが、実習記録の記述から確認された。

これらの結果から、本テーマにおいてソーシャルワーク実習を想定したねらい及び各目標に関する知識を、1施設の実態に触れながら理解することはできたと示唆される。しかし、課題として具体的な障害種の特性や利用者像に触れ、個別支援計画の立案過程の理解を深めるには限界があった。自己課題の学習状況から、障害のある利用者のアセスメント情報を形式的に整理する方法は理解できても、アセスメント情報を活かして具体的な支援を立案することは十分ではなかった。この点の学びについては、実際の実習体験を通して当事者に直接関わり各特性に応じた多様な支援方法やアイデアを見て学び、また施設内プログラムや支援環境を把握して具体的かつ実現可能な支援方法が考えられていくものである。また本来のソーシャルワーク実習では、実際に支援を計画し、実行をモニタリングしてより良い支援に改良していくが、これらの学習過程を現実的に提供しがたかったことが課題の一要因として考えられる。この学習過程を踏まえた自己課題設定やそのフィードバック方法を検討する必要がある。(倉光晃子)

7. 「中間総括（これまでの実習を振り返って）」(担当：山田美保)

(1) 学習のねらい

本テーマでは、中間総括として実習前半を振り返り、後半に向けた課題を検討した。学習のねらいは、実習前半の学習内容と実習態度を省察し、成果と課題を明確にすること（ねらい1）、職種実習のまとめとして、ソーシャルワーカー業務および役割・機能に関する知識を整理すること（ねらい2）、実習スー

パービジョンを疑似的に体験しスーパービジョンの実際を理解すること（ねらい3）とした。

（2）学習の内容

対面授業は、配属実習における巡回訪問や帰校日でのスーパービジョンと位置付けて展開した。まず、参加者は個別に実習計画書の小目標に対する達成度を自己評価した後、実習前半で学んだ知識・技術と実習生としての姿勢・態度への考察、プログラムに対する想いや困りごとなどをワークシートに整理した。次に、小グループに分かれ、ワークシートの内容について共有し意見をまとめた後、各グループの代表者が全体に報告した。報告された内容をもとに実習前半の学習成果と後半に向けた課題を整理し、教員によるフィードバックを行った。

自主学习では、職種実習のまとめとして、ソーシャルワーカーの業務と役割・機能を整理し、理解を深める課題（課題1）、ソーシャルワークにおけるスーパービジョンの実際を学ぶ課題（課題2）を設定した。いずれにおいても、前半のプログラムや講義などで学習した知識を整理した後に体験的な学習に取り組み、両者を関連付けながら考察する展開とした。

課題1は、①前半のプログラムで取り上げられたソーシャルワーカー（生活相談員、コミュニティワーカー、生活支援員）が担う役割・機能を整理する、②業務観察をする実習生の視点からソーシャルワーカーの一日を追ったDVDを視聴し、そこでの気づきや疑問点、より深く知りたいと感じたことを記録する、③前半のプログラムで理解した内容とDVD視聴での気づきを関連させながら、ソーシャルワーカーの役割・機能についての考察する内容とした。

課題2は、①ソーシャルワークにおけるスーパービジョンに関する理論的知識を整理した後、ソーシャルワーク実習で実習生が経験するジレンマを題材とした事例をもとに実習生の心理とジレンマ解消のために実習生ができることを考察する（個別課題）、②帰校日でのグループ活動を想定し、事例の実習生に対するピア・スーパービジョンを計画・実施（ロールプレイ）し、そこでの体験を省察する（グループ課題）、③個別課題、グループ課題の内容を踏まえ、事例の実習生に対する実習指導者によるスーパービジョン場面に関する事例も

とに、スーパービジョンの意義や機能を考察する内容とした。

(3) 学習の成果

課題1・2と代替プログラム実施記録への記述内容をもとに、本テーマで設定した3つの学習のねらいに沿って学習の成果を概括する。

ねらい1（実習前半の学習内容や実習態度を省察し、学習成果と課題を明確にする）に関連しては、参加者がプログラムを通して実習前の講義で理解が不十分だった点に気づき、それらへの理解を深められたこと。異なる分野の実践を具体的にイメージする経験を通して、社会福祉に対する関心が広がり、新たな問題意識が醸成されたことを主な成果とみなしていた。そして、これらの成果を認識できたことは、プログラム開始前に参加者が持っていた実践現場での体験を伴わない実習に対する不安の払拭につながっているようであった。一方、実習計画書の小目標に対する意識の低さが学習内容の想起や学習成果にマイナスの影響を与えていることを認識し、目標を意識してプログラムに臨むことを後半の課題としていた。また、プログラム前半の経験を共有することは「(不安、困っているのは)自分だけではないこと」を実感するとともに、自身の経験を客観的に捉える機会となっており、実習への動機を強めることにつながったことがうかがえた。

ねらい2（職種実習のまとめとして、ソーシャルワーカー業務および役割・機能に関する知識を整理する）に関連しては、ソーシャルワーカーの業務が多岐にわたり、実践分野によってその内容は異なっている一方で、役割・機能は共通していることを具体的に理解したことが述べられていた。また、他職種等と連携において、連携・調整機能に加え代弁機能の重要性を見出せており、クライアント主体の実践におけるソーシャルワーカーの役割・機能への理解が深められたようであった。

ねらい3（実習スーパービジョンを疑似的に体験しスーパービジョンの実際を理解する）に関連しては、スーパーバイザーの視点からの理解として、自身の不安や困りごとに対し、共感的・支持的フィードバックを得ることが不安を軽減し、より具体的な内容を語りやすくすること。また、自分の状況を整理し話すことで自身の悩みを改めて考えるプロセスとなることを経験的に理解

していた。スーパーバイザーの視点からの理解では、相談者に対し受容や共感を示しながら（支持的機能）、助言やアドバイス（教育的機能）を実践することの重要性と困難さへの気づきがみられた。また、スーパーバイザーとスーパーバイジーの関係がソーシャルワーカーとクライアントの関係と類似していることを実感し、援助的コミュニケーション技術習得への意欲の高まりがうかがえた。

これらのことから、本テーマでは、実習経験の振り返りと他者との共有を通して、実習前半の成果と課題を明確にするとともに、実習に対する不安が軽減され、主体性の強化が図られたと考える。また、視聴覚教材やロールプレイによる学習は、実践を具体的にイメージすることを可能にし、ソーシャルワーカーの役割・機能およびスーパービジョンの理解深化につなげられたのではないかと考える。（山田美保）

8. 「社会福祉経営組織の役割と取り組み」(担当：田中康雄)

(1) 学習のねらい

本テーマにおいては、社会福祉の取り組みとして展開されるソーシャルワーク実践を理解するうえで必要となる「社会福祉経営組織の役割と取り組み」について学ぶ。社会福祉の対象であるクライアントが日々の生活を幸福に暮らすためには、福祉サービスの経営組織を知り、理解することが求められる。

本テーマの学習のねらいとしては、2項目を設定した。まず、1つ目の項目は、社会福祉におけるサービスの視点導入の背景を踏まえて、社会福祉を目的とする事業の具体的な行為である福祉サービスについて理解することを学習のねらいとした。次に、2つ目の項目は、福祉サービスを提供する主な組織である社会福祉法人について、法人とは何か、法人の性格、社会福祉法人の組織について理解することを学習のねらいに設定した。

(2) 学習の内容

本テーマにおけるプログラム前半では、1つ目の学習のねらいである福祉サービスの理解について、社会福祉において経営の考え方が導入され、サービスといういわゆる市場経済における視点が投入された歴史的背景をもとに、解

説を行なった。具体的には、1970年代の高齢化社会への突入、オイルショック以降の経済低迷による福祉供給体制の再編成等の見直し論、1980年代における厚生省社会局老人福祉課でのシルバーサービス振興指導室の設置、サービスの質に関連する社会福祉士及び介護福祉士法の成立、高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略（ゴールドプラン）策定、1990年代におけるサービスに関するマンパワーの確保についての社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律（いわゆる福祉人材確保法）の成立、高齢社会への突入、新・高齢者保健福祉推進10ヵ年戦略の見直し（新ゴールドプラン）の策定による利用者本位や自立支援等の基本理念、2000年度における介護保険制度導入まで、福祉サービスへの理解を時系列で深める学習内容とした。

また、学習においては、アクティブ・ラーニング形式を採用した。文部科学省中央教育審議会によると、アクティブ・ラーニングとは、教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称を意味する⁸⁾。プログラムの中では、前述の解説に併せて、4つのクエスチョンを学生に投げかけ、グループ・ディスカッションを行なった。具体的には、「これまで社会福祉において経営やサービスという視点が重視されてこなかったのはなぜか」、「社会福祉における利用者本位とは具体的にどういうことを意味するのか」などについて、学生同士、教員・学生間で議論を交わし、解説内容の理解を深める工夫を施した。

次に、2つ目の学習のねらいである福祉サービスを提供する社会福祉法人の理解については、プログラム内容として市場経済における一般のサービスと福祉サービスにおける差異、組織における法人の種類や性格、定款からコンプライアンスまでの詳細な内容、さらに社会福祉法人における目的、種類、特徴等について解説を行なった。加えて、8つのクエスチョンを学生に投げかけ、グループ・ディスカッションを用いたアクティブ・ラーニングを採用した。具体的内容としては、「福祉サービスと一般のサービスにおいて異なる点は何か」、「福祉サービスは、一般市場のサービスと異なり、なぜ参入規制等の制限がなされているのか」、「社会福祉法人においても経営環境が厳しくなるなか、社会福祉法人の枠の中で、他の法人と差別化し、利用者から選ばれる施設を経営し

ていくために、経営者としてどのようなリーダーシップを発揮していく必要があるのか」などについて、学生同士、教員・学生間で議論を交わし、学習のねらいの理解を促した。

プログラムの後半の自主学習では、福祉サービスを提供する社会福祉法人等の実践現場におけるサービス提供のあり方、職員におけるキャリアアップの流れとやりがい等の実情について動画視聴を行なった。動画視聴後は、3つの課題を課した。具体的には、①「福祉サービスを提供する実践現場の動画視聴から学んだことは何か」、②「自分自身が、60年後に社会福祉法人の介護老人福祉施設の入居を検討することになった際、自分が入居したいと思えるような施設とはどのような施設かを考え、その内容を5つのポイントにまとめよ」、③「自分自身が卒業後に介護老人福祉施設で働きたいと感じる施設とはどのような施設かを考え、その内容を5つのポイントにまとめよ」、の3つの課題についてワークシートの作成を求めた。

(3) 学習の成果

学習の成果として、学生の自主学習における3つの課題の作成内容から考察する。課題内容の①については、学生の記述から、動画視聴を通して、福祉サービスを提供する社会福祉法人への理解が深まり、さらに実践現場におけるタブレット等を用いた情報共有、夜勤帯における職員の働き方改革、職員の仕事と育児の両立への組織的支援体制の事例から、社会福祉法人においても職員への支援体制が構築されていることへの新たな気づきが得られていることを、読み取ることができた。それらの記述を通して、前半の授業形式によるプログラム内容を踏まえた上で、動画視聴することにより、今回実習体験ができなかった福祉サービスを提供する社会福祉法人の実践現場に対する具体的なイメージの強化につながり、かつ学習のねらいである福祉サービスと社会福祉法人への理解の深化が図られたことがうかがえた。

次に、②については、今後のより良い介護老人福祉施設のあり方について、職員の質、利用者の構成状況、設備と住空間等の施設のハード面、食事、家族との関わりの視点から考察していることがわかった。それらの記述内容から、より良い福祉サービス、それらを提供する社会福祉法人の介護老人福祉施設に

において重視すべき点について、組織や経営の具体的視点をもとに理解を深めていたことがうかがえる。

③については、指導体制の充実、福利厚生面の充実、勤務体制、多職種連携の観点から、働きたいと感じる社会福祉法人の介護老人福祉施設を捉えていることがわかった。各学生が自身で考え、職場環境において重視すべきポイントを具体的に抽出できたことは、福祉サービスを提供する職員が働きやすい体制を整備するための社会福祉法人の組織マネジメントへの理解を深めることにつながったと考えられる。

今後は、これらの学習の成果を単発で終わらせることなく、新型コロナウイルス感染症の状況が予測できない状況下でも継続できるよう、社会福祉経営組織の役割と取り組みに対する学生の関心を高め、自己研鑽につなげていけるよう、自主学习としてのさらなる効果的な課題の設定等の取り組みについても検討していく必要があると考えられる。(田中康雄)

9. 「災害支援におけるソーシャルワーク実践」(担当：孔英珠)

(1) 学習のねらい

本テーマにおいては、風水害など災害が発生した場面における被災者を対象として取り組まれるソーシャルワーク実践について福岡県社会福祉士会の活動などを通して学ぶ。具体的には、①災害ソーシャルワークを理解すること、②災害支援の事例を踏まえて、災害時に「何を、誰のために、どのように」支援するかをイメージすること、③災害支援のための平時の取り組みを具体化することとした。

(2) 学習の内容

授業では、外部講師として福岡県社会福祉士会の木山淳一氏をお招きし、1995年に起きた阪神淡路大震災から2016年の熊本地震、2017年の九州北部豪雨時等の支援事例についてお話しいただいたうえで、①災害とは何か、②災害のフェーズと求められる支援とは何か、③災害ソーシャルワークとは何か、④災害ソーシャルワークの視点とは何か、⑤災害ソーシャルワークに求められる機能と役割とは何か、⑥災害ソーシャルワークの原則は何かについて議論

し、教員による解説を加えた。プログラム後半に実施された自主学習においては、2つの課題を課した。具体的には、①災害支援のための平時の取り組みを、授業の内容を踏まえて情報リテラシーを高める実践を中心に考え纏めること、②B市における障害者インクルーシブ防災事業報告書を読み、内容の要約及び感想文を作成することであった。

(3) 学習の成果

自主学習の課題①「災害支援のための平時の取り組みを、授業の内容を踏まえて情報リテラシーを高める実践を中心に考えまとめること」に対して提出されたレポートに基づきながら学習の成果についてまとめる。この課題は、災害ソーシャルワークに求められる機能や役割について理解を深めた上に、ソーシャルワーカーとしてのみならず、学生として今からできることを具体的に考えてもらうものであった。

提出されたレポートに記述されている内容は主に、災害ソーシャルワークには、「ニーズを正確に把握する力、寄り添い強みを生かしていく力」等が記述されていた。さらに、学生として今からできることとして、「災害に関するSNSやマスメディアの情報に関して「第一次情報を確かめる」、「情報を安易に拡散しない」、「情報の正確性に疑問を持った場合、デマが拡散されることを止める勇気を持つ」ことなどがあげられていた。これらの意見は、災害ソーシャルワークを行う際には、何より被災された人々の権利擁護、意思決定支援、ストレングスを大事にする視点が重要であることを理解されたと考えられる。

一方、自主学習の課題②に対しては、災害時に一人ではなかなか避難できない在宅で暮らしている障害者の災害脆弱性や災害リスクを平常時に予め確認し、各々の障害者のニーズや状況に合わせて災害時ケアプランを行政と福祉専門職が協働して作成するB市の取り組みに、「非常に驚いた、感心した、全国に広めてほしい」などの意見が記述されていた。特に、平常時から当事者や地域住民、行政の担当者たちや福祉専門職と一緒に避難訓練と避難所訓練を重ねて、互いを理解し、備えと行動力を高めていく取り組みから、災害ソーシャルワークとは、災害時の支援のみならず、平常時からの予防的アプローチも重要であることの理解が得られたものと思われる。(孔英珠)

10. 「終末期ケアにおけるソーシャルワーク実践」 (担当：孔英珠)

(1) 学習のねらい

本テーマにおいては、①終末期ケアをめぐる社会的背景を理解すること、②多死社会における課題や対応策について検討すること、③終末期ケアの様々な担い手（医療職、介護職、ボランティア、地域住民）による終末期ケアの実践（事例）を確認し、様々な担い手との協働におけるソーシャルワーカーの役割や実践を学ぶことにした。

(2) 学習の内容

授業では、まず、戦後死を迎える場所が自宅から医療施設にシフトしてきたが、超高齢社会となった今の日本社会では今後多様な死を迎える場所の確保が求められている現状を確認した。さらに、今後、死を迎える場所のみならず、終末期ケアをめぐる本人や家族の意思決定への支援が重要であること、終末期ケアの担い手の確保が喫緊の課題であること、医療や介護、住まいや生活支援等の包括的なケア委体制の構築が進められていることを様々な資料や事例を通して教員が説明を加えた。

特に、終末期ケアを死期が迫った人やその家族への医療福祉専門職によるケアに限定せず、様々な自分らしい最後を迎えるために行われている幅広い担い手や支援を確認した。具体的には、生活支援を行っている在宅ホスピスボランティア活動、地域住民が主体となって孤立死や孤立を防止する見守り活動やサロン活動、自分さしさを尊重しながら施設で入所者を看取る介護職員の事例を取りあげた。

さらに、これらの在宅ホスピスボランティア活動、見守り活動やサロン活動、介護職員の看取り介護がソーシャルワーカーとの協働や連携による取り組みであることを確認し、終末期ケアにおけるソーシャルワーカーの幅広い支援や役割について検討した。プログラム後半に実施された自主学習においては、2つの課題を課した。①授業の感想文と、②映像資料 (<https://www.youtube.com/watch?v=zhSsLELxvVM>「最期まで自分らしく暮らす～在宅療養のすすめ～」)の感想文を作成することであった。

(3) 学習の成果

自主学習の課題①「授業の感想文」に対して提出されたレポートに基づきながら学習の成果についてまとめる。提出されたレポートでは、終末期ケアにおいて、医療や介護以外の生活支援や意思決定支援、死を迎える場所や担い手の確保が必要であることが理解できたことがうかがわれた。特に、学習する前には、終末期ケアは医療的対応が中心となって主に医療福祉専門職が連携して取り組むことと考えていたが、ボランティアや地域住民による終末期にケアの事例を通して、終末期ケアの多様な担い手の可能性への理解が深まったと言及されていた。

今後ソーシャルワーカーは病院や介護施設、地域で、終末期にある人やその家族、終末期ケアのことで悩みや不安を抱えている人々の相談援助を行うことが増えてくることが予想される。特に、ソーシャルワーカーは終末期にある人やその家族の権利擁護や意思決定支援をはじめ、自分らしい終末期の過ごし方を実現するために、より多様な社会資源を活用や開発等の担い手として期待されている。今回の学びとして取り上げた生活の場における終末期ケアの事例を通して、医療職や介護職との連携のみならず、ボランティアや地域住民の組織化、活動の支援、ボランティアや地域住民との協働についても理解が深まったことと考えられる。

自主課題②で提示した映像資料は、重い病気や障害がある人であっても住み慣れた自宅で自分らしく過ごせるように、在宅医療のチームが多角的な視点からサポートする事例が映されている内容である。課題レポートの多くには、多職種の業務についてまとめたうえで、ソーシャルワーカー（MSW）の役割や業務について述べられていた。具体的には、ソーシャルワーカーは、本人・家族の思いを多職種に伝えるという橋渡し役や生活上のニーズに対しての支援を行うということが理解されていた。さらに、MSWが退院支援を行うときに患者さんの生活問題を考えながら、必要な社会資源との連携を行い、本人の希望する生活に寄り添った支援を行っていることの学びが深まったと考えられる。
(孔英珠)

11. 「最終総括（実習全体を振り返って）」(担当：山田美保)

(1) 学習のねらい

本テーマでは、最終総括として実習経験を振り返り、事後指導に向けた準備を行った。学習のねらいとしては、実習経験を通じた自己の成長と課題を明確にし、言語化することとした。

(2) 学習の内容

対面授業では、ピア・スーパービジョンの要素を取り入れた活動を通して、実習経験の振り返りを行った。具体的には、小グループに分かれ、プログラムがどのような体験だったかについて一人ずつ発表をした。その際、発表者以外の参加者は、発表者の気づきを引き出せるよう傾聴や質問のスキルを用いることを意識した。次に、グループごとに発表内容が参加者にとって「共通する経験」または「ユニーク（個別的）な経験」のいずれにあたるかを検討した後、プログラムを通じた成果と残された課題について議論した。そして、検討結果を全体共有し、教員によるフィードバックを行った。

自主学習では、自己評価（課題1・2）と実習報告書（課題3）を設定した。課題1は、中間総括以後のプログラムに対する小目標の達成度をその根拠を明確にしながらか評価し、実習計画書に記録するものとした。課題2は、「実習への関心・意欲」、「実習への取り組み姿勢・態度」、「社会福祉サービス利用者等に関する理解」、「ソーシャルワーク方法に関する理解」、「社会福祉専門職の価値、倫理に関する理解」、「社会資源に関する理解」の6項目について本学の成績基準に準じ5段階（S～D）で評価するもの。加えて、プログラムを通して身についた力とその活用、および自身の課題と課題解消のための取り組みについて考察するものとした。課題3は、実習事後指導に向けた準備としてプログラムを総括する報告書を作成するものとした。

(3) 学習の成果

代替プログラム実施記録の内容にみる本テーマの学習成果は、①グループ活動による学び、②自己覚知としての学びの2つに大別された。①としては、実習経験の一般化を通して、実習に対する達成感が高められたことが述べられていた。そして、個別的（ユニーク）な体験を共有することは、経験の比較を通

して新たな気づきの獲得機会となったことがうかがえた。また、発表者としての経験により、傾聴の姿勢や応答スキルが自己洞察を促すのに効果的であることを体験的に理解していた。②に関連しては、実習全体の振り返りを通して、プログラムでの経験が知識の向上、専門的視点の醸成に加え、主体性の強化につながったようであった。また、知識の偏りや理解不足、コミュニケーションスキルの未熟さを解消するための方策を示すことができていた。これらのことから、参加者は自らの実習体験を客観的に評価し、その成果と課題を明確したうえで、実習事後指導の準備を整えることができたものとする。（山田美保）

IV. おわりに

18日間の長期に及ぶ学内での代替実習プログラムは教員他、様々な方のサポートと参加学生の真摯な取り組みを経て、無事に終えることができた。本プログラムを支えていただいた皆様には感謝の念に堪えない。特に学生は予定していた施設・機関において実習が叶わなかったことへの不安を抱えつつも、代替実習の計画を練り、プログラムに沿って日々の講義、演習、自主学習課題に向き合い、代替実習における各々の成果を得た。ここでは本稿の目的であった学内実習代替プログラムをふりかえることで、教育実践上の評価を行っておきたい。

本プログラムは①ソーシャルワーク実習の段階的な学びの展開（職場実習→職種実習→ソーシャルワーク実習）と②社会福祉の構造的（マクロ→メゾ→ミクロ）の2次元から複合的に構成された。このプログラムに基づき、各教員らの専門分野の観点からソーシャルワーク実践に関する講義・演習および自主学習課題のテーマが設定され、学生への教授が行われた。学生から提出された課題やふりかえりからは、総じてテーマに関する学生の学びが深化したことが伺えた。また多様なテーマにおける学習やグループワークを通し、学生らの社会福祉に対する興味関心の広がりや問題意識の醸成も見られた。この点はプログラムの成果として特筆すべき点であると言える。

一方、学内に限定されたプログラムでは知識を中心とした学習成果に偏重する傾向が見られた感否めない。本プログラムにおける学びを発展させるうえ

でもコロナウイルス感染症の状況を注意深く見据えつつ、ソーシャルワーク実践を体験的に学ぶことができるような機会を確保し、学生をサポートする仕組みづくりが求められるであろう。現場での実習が困難となる状況は今後も想定され得るものである。引き続き、代替実習プログラムをブラッシュアップさせておく必要性は高い。今回のプログラムをベースに、学生にとってより有意義なプログラムとなるよう、また可能な限り実践現場での体験にアプローチできるプログラムについて検討を進めることが当面の課題であると思われる。(山本佳代子)

謝辞：授業をご担当いただいた大川絹代氏、長野圭介氏、松澤秀樹氏、坂本沙織氏、ゲスト講師としてお話いただいた社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会の御手洗あゆ実氏と永田知美氏、社会福祉法人葦の家福祉会障がいサービス事業所葦の家の岡村亜紀氏と志垣卓弥氏、公益社団法人福岡県社会福祉士会の木山淳一氏に心より感謝を申し上げます。

注

- 1) 社会福祉学科においてはキリスト教主義による人間教育の理念に基づいて教育を行い、社会福祉の分野に関する専門的知識と技能の習得を通じて、これらの分野の専門家である社会福祉士、精神保健福祉士、保育士などを養成するとともに、これらの専門的知識と技能を生かして社会に貢献する人間を育成することを教育の理念として掲げている。教育理念を踏まえ、①人と社会を結びつけ、人々の生活上の問題を理解することができること、②人間の尊厳の価値を踏まえて人と向きあい、人と社会を支えるための思考方法を身につけ、現実のものとして活用できるよう判断することができること、③社会的な支援が必要な問題を発見し、修得した資質・能力を主体的・創造的に活用して多様な人々と協働しながら解決に向けて取り組むことができること、④社会福祉や学問の価値・基本原理・真理について自律的に探求することができることなどディプロマ・ポリシーが設定されている。
- 2) 厚生労働省「(別添) 見直し後の社会福祉士養成課程の全体像」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000604998.pdf>)
- 3) 鶴幸一郎・藤田孝典・石川久展・高端正幸『福祉は誰のために ソーシャルワークの未来図』(へるす出版、2019(令和元)年)93頁。
- 4) 河谷はるみ「社会福祉サービスの質の保障と第三者評価事業—外部評価の意義と限界—」(非営利法人研究会誌 VOL.14、2012年8月)の論文抜刷を配布し、各自で具体的な評価項目を確認することにした。

- 5) 日田剛『ソーシャルワークにおける権利擁護とはなにか「発見されていない権利」の探究』(旬報社、2020年) 19頁～21頁を読み上げて説明した。
- 6) 日本社会福祉学会ホームページ「社会福祉学を学ぼう」https://www.jssw.jp/wp-content/uploads/ssw_learn_view.pdf (最終閲覧: 2021年2月28日) より学生が選考した。
- 7) 厚生労働省ホームページ「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092_00001.html (最終閲覧: 2021年2月28日) と会議資料説明動画(厚生労働省動画チャンネルYouTube) <https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhgHZ27chM1zMifEDRzrujf> (最終閲覧: 2021年2月28日) を紹介した。
- 8) 文部科学省中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(答申)平成24年8月28日一用語集」, p.37, 2012.

西南学院大学人間科学部社会福祉学科